

平成28年 3月14日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
G C A サ ヴ ィ ア ン 株 式 会 社
代表取締役 渡 辺 章 博

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
G C A サ ヴ ィ ア ン 株 式 会 社 セミナールーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第8期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第8期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 資本金の額減少の件 |
| 第7号議案 | 資本準備金の額減少の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.gcasavvian.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界のM&A(\*)市場は、案件公表ベースでは総額で4兆7,475億ドル(前年同期比で約42%増加)となり過去最高となりました。案件完了ベースでの市場推移を見ますと、日本のM&A市場は総額は13兆3,228億円(同約15%増加)、米国のM&A市場は総額は1兆7,219億ドル(同約28%増加)となっております。

このような市場環境の下、日本地域のアドバイザリー事業ではメガ案件(\*)を含む多数の大型案件がクローズしたことにより売上高は76億円(同82%増)と過去最高となりました。これは2年前から取り組んだ下記施策の成果により市場シェアを拡大させることができたことによるものです。

- 日本地域においてセルマネジメント(\*)を導入し、人材育成や受注管理を重点的に実施したこと
- セル単位での受注管理を徹底し、年間の受注目標を達成したこと
- 受注管理は金額目標だけでなく受注プロセスの厳格化で各案件の収益性を高めたこと
- アサイメントオフィサー制度(\*)を導入し、リソース配分の適正化により効率化を図ったこと
- 米国、インド、アジアといったグローバルネットワークを充実させたことで、質の高いクロスボーダー案件(\*)が増加したこと

とりわけ、クロスボーダー案件の手数料は前年同期比で2倍以上と大幅に増加いたしました。これは、上述の施策に加えて、クロスボーダー案件のスペシャリストとして評価の高いシニアバンカー(\*)を複数名招聘し、JapanDeskを立ち上げたことや、増加するクライアントの東南アジアにおけるM&Aニーズに応えるべく、2014年末にシンガポールに現地法人を設立し、シンガポール有数の独立系M&Aアドバイザリー会社であるTC Capitalとの業務提携により、既存のインド・中国法人に加え、アジア全域をカバーできる体制を構築できたことによります。

これらの結果、当社は日本企業が関連するM&Aアドバイザーのランキングにおいて、2015年の金額ベースで第9位にランクインしました（トムソンロイター調べ）。米国地域のアドバイザー事業においては、米国当局による審査の遅れ等の影響により14%の減収となりましたが、パイプライン(\*)は前年同期に比べ大きく積み上がっており、2016年第1四半期にクロージング(\*)を予定している案件が数多く含まれております。

セグメント別においては、アドバイザー事業の売上高は12,867百万円（前連結会計年度比24.0%増）、営業利益は2,967百万円（同54.0%増）となりました。一方、アセットマネジメント事業(\*)の売上高は、当社子会社である株式会社メザニンが運営するメザニンファンド(\*)において前連結会計年度に大きく収益に貢献した成功報酬が当連結会計年度には計上が無かったため、前連結会計年度比で大幅に減少しており、営業損失は228百万円（前連結会計年度は1,665百万円の営業利益）となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高13,159百万円（前連結会計年度比1.1%増）、営業利益2,738百万円（同23.8%減）、経常利益2,734百万円（同24.0%減）、当期純利益1,614百万円（同28.6%減）となりました。

日本において「コーポレートガバナンス・コード」が導入され、欧米のようにM&Aの更なる推進、M&Aアドバイザーの選定プロセスの透明化（利益相反のある金融機関系アドバイザーの回避）が進むことから、今後、独立系である当社グループの重要性がますます増加するものと確信しております。2016年年明けの市場の混乱、中国経済の減速、テロといった不安定要素はあるものの、依然として堅調な米国経済や日銀のマイナス金利政策により、今後ますますクロスボーダー案件を中心にM&A市場の活況は継続するものと思われます。

注) (\*)につきましては下記の用語集を参照願います。

(ドメイン別売上)

(単位：百万円)

|            | 2015年12月期 | 2014年12月期 | 前期比    | 増減率 (%) |
|------------|-----------|-----------|--------|---------|
| アドバイザー     |           |           |        |         |
| 日本         | 7,573     | 4,155     | 3,418  | 82.3    |
| 米国         | 5,148     | 6,000     | △852   | △14.2   |
| その他        | 145       | 220       | △75    | △34.1   |
| アセットマネジメント | 291       | 2,643     | △2,351 | △89.0   |
| 売上高合計      | 13,159    | 13,019    | 139    | 1.1     |

(メザニンファンド投資残高)

|         | 営業投資有価証券 |       | 営業貸付金 |       | 合計 |       |
|---------|----------|-------|-------|-------|----|-------|
|         | 件        | 百万円   | 件     | 百万円   | 件  | 百万円   |
| 27年12月期 | 2        | 4,500 | 1     | 2,521 | 3  | 7,021 |

(用語集)

以下につきましては、本文中に記載の用語を中心に、関連する用語についても記載しております。

1. M&A・・・Merger and Acquisitionの略。企業買収や合併等の総称。
2. メガ案件・・・報酬金額10億円以上のM&A案件のこと（当社での呼称）。
3. セルマネジメント・・・クライアントフォーカスに基づき少人数のチーム（セル）を組成し、クライアントサポートをより強化する経営手法であり、チーム内の人材の育成、及び業務の効率化も図る。
4. アサイメントオフィサー制度・・・アサイメント責任者が効率的かつ効果的な案件メンバーの選定を行う制度のこと。
5. クロスボーダー案件・・・国境を越えて行われる企業のM&A案件のこと。国内企業同士で行われるM&Aに比べて、地理的な距離の問題や、法律、税制や文化、商慣行の相違のためにより難易度の高い案件となることが多い。
6. シニアバンカー・・・M&Aアドバイザーの中でも特に経験豊富で専門性が高く、かつ案件獲得の中心となる人材のこと。
7. パイプライン・・・受注した進行中のM&A案件のこと。
8. クロージング・・・M&A案件完了のこと。買収案件の場合、買収契約書の実行を指し、買手から売手に対して買収対価が支払われ、売手は買手に対し買収対象を引き渡す。
9. アセットマネジメント・・・投資家に代わって資産の効率的な運用を行う業務のこと。また、投資家から資金を集い、出資を行うことを目的とした組合をファンド（投資事業組合）という。
10. メザニンファンド・・・メザニン（Mezzanine）とは「中二階」の意味であり、メザニンファンドは、シニアローン（通常融資）とエクイティ（普通株式）の中間に位置する資金を提供する投資事業組合。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

<アドバイザー事業>

アドバイザー事業におきましては、日本地域でメガ案件を含む多数の大型案件がクローズしたことにより、売上高は12,867百万円（前連結会計年度比24.0%増）となりました。所在地別に見ると、日本においては、売上高は7,573百万円と前連結会計年度比で82.3%増加いたしました。米国においては、米国当局による審査の遅れ等の影響により、売上高は5,148百万円と前連結会計年度比で14.2%減少いたしました。これにより、営業利益は2,967百万円（同54.0%増）となりました。

<アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業におきましては、当社子会社である株式会社メザニンが運営するメザニンファンドにおいて前連結会計年度に大きく収益に貢献した成功報酬が当連結会計年度には計上が無かったため、売上高は291百万円（前連結会計年度比89.0%減）、営業損失は228百万円（前連結会計年度は1,665百万円の営業利益）となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は、子会社であるGCA Savvian Singapore Private Limitedに対し10百万円の出資を行いました。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 5 期<br>(平成24年12月期) | 第 6 期<br>(平成25年12月期) | 第 7 期<br>(平成26年12月期) | 第 8 期<br>(平成27年12月期)<br>(当連結会計年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 10,813               | 22,381               | 13,019               | 13,159                            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 2,795                | 4,306                | 3,596                | 2,734                             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,259                | 1,125                | 2,260                | 1,614                             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 44.18                | 42.22                | 85.81                | 59.97                             |
| 総 資 産(百万円)     | 35,364               | 16,836               | 13,188               | 14,608                            |
| 純 資 産(百万円)     | 32,457               | 14,419               | 8,712                | 9,319                             |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 205.87               | 240.11               | 310.18               | 332.64                            |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 第7期よりファンドを連結の範囲から除外しております。  
3. 当社は、平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                    | 資 本 金     | 当社の議決権比率          | 主 要 な 事 業 内 容     |
|----------------------------------------------------------|-----------|-------------------|-------------------|
| G C A S a v v i a n , I n c .                            | US\$ 5百万  | 100.0%            | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| G C A S a v v i a n , L L C .                            | US\$ 3百万  | 100.0%<br>(100.0) | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| GCA Savvian Advisors, LLC.                               | US\$ 5百万  | 100.0%<br>(100.0) | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| GCA Savvian Capital, LLC.                                | US\$ 6万   | 100.0%<br>(100.0) | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| GCA Savvian Europe Ltd.                                  | £3,799    | 100.0%            | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| GCA Savvian India Investment<br>Advisers Private Limited | INR22,100 | 100.0%<br>(0.2)   | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| 基師亜(上海)投資諮詢有限公司                                          | 4百万人民币元   | 100.0%            | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| G C A F A S 株 式 会 社                                      | 10百万円     | 100.0%            | ア ド バ イ ザ リ ー 事 業 |
| 株 式 会 社 メ ザ ニ ン                                          | 10百万円     | 100.0%            | アセットマネジメント事業      |

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### (4) 対処すべき課題

「Trusted Advisor For Client's Best Interest」が当社グループの経営理念です。この経営理念を実現するための中長期的な経営戦略及び対処すべき課題として下記を考えております。

##### (a) 品質の向上

独立系かつ専門M&Aアドバイザリーファームとして「Trusted Advisor For Client's Best Interest」を実現させるためには、当社グループが提供するサービスは絶えず最高レベルの品質であるべきと考えております。最新の法規制や会計制度を熟知したうえで、専門的な知識や経験とノウハウをもとにした最高品質のM&Aアドバイザリーを行うことが当社グループにとって最も重要な課題です。そのために当社グループは、日常的なOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）に重点を置きながら、技術的な知識の向上、法規制や会計制度の共有やプロジェクトにおけるベストプラクティスの共有を図るため、経験豊富なマネージング・ディレクター及びエグゼクティブ・ディレクターが中心となり社内セミナーを開催しております。この社内セミナーには大学教授や会計・税務・法務等の専門家も外部講師として招聘しております。様々な手段を用いて当社グループのサービス品質向上を図っております。

##### (b) クロスボーダーM&Aに対応できる体制

M&Aのクロスボーダー案件数の増加や大型化に鑑み、クロスボーダー案件への対応を強化する必要があります。

その強化策として2011年にインド・ムンバイ及び中国・上海において100%子会社として現地法人の設立、2013年にICICI銀行傘下のICICI証券との業務提携、2014年にはシンガポールに100%子会社として現地法人の設立、現地の有力ブティックファームであるTC Capitalとの業務提携、欧州やアジア各国における他のブティックファームとの提携の強化など、クライアントに対して全ての地域においてクロスボーダー案件の提案ができる体制の強化を図っております。また、クロスボーダー案件の提案・実行ができる人材の採用・育成も積極的に行っております。

##### (c) 人材の育成

上記のとおり、M&Aアドバイザリーとして経験豊富で専門性の高い人材であるプロフェッショナルの育成は、当社グループの事業拡大にとって重要な課題であります。これに対処すべく日本地域においては、セルマネジメントという組織体制を整備し、クライアントフォーカスに基づき組織されたセルにおいて人材の成長を図るとともに、業務の効率化を進めております。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

| 事業名称         | 事業内容                                                   |
|--------------|--------------------------------------------------------|
| アドバイザー事業     | M&Aアドバイザー事業、デューデリジェンス事業、プライベートキャピタル事業、戦略・PMIコンサルティング事業 |
| アセットマネジメント事業 | メザニンファンド運営事業                                           |

(6) 主要な拠点（平成27年12月31日現在）

① 当社の事業所

|       |         |
|-------|---------|
| 本社    | 東京都千代田区 |
| 大阪事務所 | 大阪市北区   |

② 主要な子会社の事業所

|                                                                                               |                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| G C A S a v v i a n , I n c .                                                                 | 米国カリフォルニア州         |
| G C A S a v v i a n , L L C .                                                                 | 米国カリフォルニア州         |
| G C A S a v v i a n A d v i s o r s , L L C .                                                 | 米国カリフォルニア州、ニューヨーク州 |
| G C A S a v v i a n C a p i t a l , L L C .                                                   | 米国カリフォルニア州         |
| G C A S a v v i a n E u r o p e L t d .                                                       | 英国ロンドン             |
| G C A S a v v i a n I n d i a I n v e s t m e n t A d v i s e r s P r i v a t e L i m i t e d | インドムンバイ            |
| 基師亜（上海）投資諮詢有限公司                                                                               | 中国上海               |
| G C A F A S 株 式 会 社                                                                           | 東京都千代田区            |
| 株 式 会 社 メ ザ ニ ン                                                                               | 東京都中央区             |

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業名称         | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|------|-------------|
| アドバイザー事業     | 234名 | 21名         |
| アセットマネジメント事業 | 10名  | △1名         |
| 計            | 244名 | 20名         |

（注）使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 110名 | 7名        | 37.1歳 | 5.1年   |

（注）使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、クライアントに株主重視を推奨する独立系M&A専門アドバイザーファームであり、当社グループ自身として株主への利益還元を重視し、配当と自社株買いで100%の株主還元を基本方針としております。配当につきましては、当社の定款において年2回の配当基準日（6月30日及び12月31日）を定めており、それぞれ1株当たりの最低配当金を10円とし、年間配当金の合計を20円としております。さらに業績によっては、20円を超過する特別配当（当期純利益の100%を上限とする配当）を実施することにしております。

当期の期末配当におきましては1株当たり10円に対して15円増額の25円、中間配当の1株当たり10円との合計35円とすることを予定しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 114,599,200株 |
| ② 発行済株式の総数   | 27,099,752株  |
| ③ 株主数        | 4,892名       |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                                                                    | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| MLPFS CUSTODY ACCOUNT                                                    | 3,945,073株 | 14.56%  |
| 渡 辺 章 博                                                                  | 3,735,600株 | 13.78%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（信託口） 取締役社長 桑名康夫                                 | 1,490,500株 | 5.50%   |
| 加 藤 裕 康                                                                  | 1,417,500株 | 5.23%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY                                      | 1,205,727株 | 4.45%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信託口） 取締役社長 和地 薫                                   | 754,800株   | 2.79%   |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00                                       | 607,500株   | 2.24%   |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL<br>O P P O R T U N I T I E S F U N D | 598,200株   | 2.21%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（信託口9） 取締役社長 桑名康夫                                | 552,500株   | 2.04%   |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 8 1                            | 545,600株   | 2.01%   |

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式の総数に対する割合であります。
2. 当社の米国役職員は、当社株式をBank of America Merrill Lynchのオムニバス口座（複数の者による総合勘定）にて保有しており、株主名簿上はMLPFS CUSTODY ACCOUNTとして表記されております。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数1,490,500株のうち、信託業務に係る株式数は、1,293,200株であります。
4. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数754,800株のうち、信託業務に係る株式数は、685,200株であります。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（平成27年12月31日現在）

イ．平成22年12月24日開催の取締役会決議による新株予約権

【GCAサヴィアン株式会社第4回新株予約権】

1) 新株予約権の内容の概要

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                          | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の数                           | 1,878,600株（新株予約権1個当たり100株）                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権1個当たりの払込金額                           | 9,150円                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額 | 899円                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権を行使できる期間                             | 平成23年3月11日から<br>平成32年3月9日まで                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の主な行使条件                              | <p>(1) 当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの事業年度末におけるROEが20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ROEは、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成23年12月期乃至平成26年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。</p> <p>(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |

（注）平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施したことに伴う調整により、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額は、899円となっております。

2) 当社の役職員等への交付状況

|             | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数  | 交付者数 |
|-------------|---------|------------|------|
| 当社の役員及び使用人  | 12,762個 | 1,276,200株 | 41名  |
| 子会社の役員及び使用人 | 5,904個  | 590,400株   | 13名  |

ロ．平成24年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権

【ＧＣＡサヴィアン株式会社第6回新株予約権】

1) 新株予約権の内容の概要

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                          | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の数                           | 621,000株（新株予約権1個当たり100株）                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権1個当たりの払込金額                           | 8,692円                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額 | 1,015円                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権を行使できる期間                             | 平成25年2月15日から<br>平成33年3月9日まで                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の主な行使条件                              | <p>(1) 当社の平成24年12月期乃至平成27年12月期のいずれかの事業年度末におけるＲＯＥが20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ＲＯＥは、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年12月期乃至平成27年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。</p> <p>(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |

(注) 平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施したことに伴う調整により、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額は、1,015円となっております。

2) 当社の役職員等への交付状況

|             | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|-------------|---------|-----------|------|
| 当社の役員及び使用人  | 3,882個  | 388,200株  | 5名   |
| 子会社の役員及び使用人 | 2,328個  | 232,800株  | 14名  |

ハ．平成25年 5 月 1 日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A サヴィアン株式会社第 7 回新株予約権】

1) 新株予約権の内容の概要

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                            | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の数                             | 1, 394, 025株（新株予約権 1 個当たり 1 株）                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権 1 個当たりの払込金額                           | 14円                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの価額 | 1, 225円                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権を行使できる期間                               | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成35年 3 月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の主な行使条件                                | <p>(1) 当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。</p> <p>(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |

2) 当社の役職員等への交付状況

|             | 新株予約権の数      | 目的となる株式の数    | 交付者数 |
|-------------|--------------|--------------|------|
| 当社の役員及び使用人  | 1, 126, 925個 | 1, 126, 925株 | 80名  |
| 子会社の役員及び使用人 | 267, 100個    | 267, 100株    | 22名  |

二．平成25年 5 月 1 日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A サヴィアン株式会社第 8 回新株予約権】

1) 新株予約権の内容の概要

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                            | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の数                             | 1, 140, 000株（新株予約権1個当たり1株）                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権 1 個当たりの払込金額                           | 14円                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの価額 | 1, 225円                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権を行使できる期間                               | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成35年 3 月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の主な行使条件                                | <p>(1) 当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。</p> <p>(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |

2) 当社の役職員等への交付状況

|             | 新株予約権の数   | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|-------------|-----------|-----------|------|
| 当社の役員及び使用人  | 430, 000個 | 430, 000株 | 5 名  |
| 子会社の役員及び使用人 | 710, 000個 | 710, 000株 | 17名  |

ホ. 平成26年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

【GCAサヴィアン株式会社第9回新株予約権】

1) 新株予約権の内容の概要

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                          | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の数                           | 1, 269, 150株（新株予約権1個当たり1株）                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権1個当たりの払込金額                           | 18円                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額 | 815円                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権を行使できる期間                             | 平成27年4月1日から<br>平成36年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の主な行使条件                              | <p>(1) 当社の平成26年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成26年12月期乃至平成31年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。</p> <p>(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |

2) 当社の役職員等への交付状況

|             | 新株予約権の数      | 目的となる株式の数    | 交付者数 |
|-------------|--------------|--------------|------|
| 当社の役員及び使用人  | 1, 195, 700個 | 1, 195, 700株 | 89名  |
| 子会社の役員及び使用人 | 73, 450個     | 73, 450株     | 15名  |

へ、平成26年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

【GCAサヴィアン株式会社第10回新株予約権】

1) 新株予約権の内容の概要

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                          | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の数                           | 1,155,000株（新株予約権1個当たり1株）                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権1個当たりの払込金額                           | 18円                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額 | 848円                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権を行使できる期間                             | 平成27年4月1日から<br>平成36年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の主な行使条件                              | (1) 当社の平成26年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成26年12月期乃至平成31年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。<br>(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |

2) 当社の役職員等への交付状況

|             | 新株予約権の数  | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|-------------|----------|-----------|------|
| 当社の役員及び使用人  | 340,000個 | 340,000株  | 5名   |
| 子会社の役員及び使用人 | 815,000個 | 815,000株  | 21名  |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名                       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                  |
|-----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 渡 辺 章 博                   | ㈱メザニン 取締役<br>G C A F A S(株) 取締役<br>GCA Savvian India Investment Advisers<br>Private Limited 取締役<br>基師亜（上海）投資諮詢有限公司 董事<br>マルホ(株) 社外取締役<br>クオリカブス(株) 社外取締役 |
| 取 締 役     | トッド・ジェイ・<br>カ ー タ ー       | GCA Savvian, LLC. マネージングディレクター<br>GCA Savvian Advisors, LLC. マネージングディレクター<br>GCA Savvian Capital, LLC. マネージングディレクター<br>GCA Savvian Europe Ltd. ディレクター    |
| 取 締 役     | ジェフェリー・ディ・<br>パ ル ド ウ ィ ン | GCA Savvian, LLC. マネージングディレクター<br>GCA Savvian, Inc. マネージングディレクター<br>GCA Savvian Capital, LLC. マネージングディレクター<br>GCA Savvian Europe Ltd. ディレクター             |
| 取 締 役     | 大 久 保 功                   |                                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | マーク・ジェイ・<br>マ キ ナ ニ ー     | GCA Savvian Advisors, LLC. マネージングディレクター<br>GCA Savvian, Inc. マネージングディレクター<br>GCA Savvian Capital, LLC. マネージングディレクター                                      |
| 取 締 役     | 大 田 浩 昭                   | ㈱メザニン 監査役<br>G C A F A S(株) 監査役                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 米 正 剛                     | 森・濱田松本法律事務所 パートナー<br>T H K(株) 社外監査役<br>㈱バンダイナムコエンターテインメント 社外監査役<br>テルモ(株) 社外取締役                                                                          |
| 常 勤 監 査 役 | 岩 崎 二 郎                   | S B S ホールディングス(株) 社外取締役<br>基師亜（上海）投資諮詢有限公司 監事                                                                                                            |
| 監 査 役     | 井 上 修                     |                                                                                                                                                          |
| 監 査 役     | 藤 嶋 喬                     |                                                                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役米正剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩崎二郎氏、井上修氏及び藤嶋喬氏の3名は、社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役米正剛氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に就任した取締役及び監査役

平成27年3月24日開催の第7回定時株主総会においてマーク・ジェイ・マキナニー氏及び大田浩昭氏は新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

平成27年3月24日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、取締役ジェイムズ・ビー・エイブリー氏及び取締役加藤裕康氏は、任期満了により退任いたしました。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額  |
|-------|---------|--------|
| 取 締 役 | 5名      | 130百万円 |
| 監 査 役 | 3名      | 30百万円  |
| 合 計   | 8名      | 160百万円 |

- (注) 1. 支給人員には、平成27年3月24日に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の第5回定時株主総会において使用人分給与を含まずに年額1,000百万円以内(うち社外取締役分として年額200百万円以内)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月31日開催の第1回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役米正剛氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー、THK株式会社の社外監査役、株式会社バンダイナムコエンターテインメントの社外監査役、テルモ株式会社の社外取締役であります。なお、当社と森・濱田松本法律事務所、THK株式会社、株式会社バンダイナムコエンターテインメント及びテルモ株式会社との間に記載すべき重要な取引関係はありません。

監査役岩崎二郎氏は、SBSホールディングス株式会社の社外取締役であります。なお、当社とSBSホールディングス株式会社との間に記載すべき重要な取引関係はありません。また、基師亜(上海)投資諮詢有限公司の監事であります。なお、基師亜(上海)投資諮詢有限公司は当社の子会社であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（6回開催） | 監査役会（13回開催） |
|-------------|------------|-------------|
|             | 出席回数       | 出席回数        |
| 取締役 米 正 剛   | 6回         | —           |
| 監査役 岩 崎 二 郎 | 6回         | 13回         |
| 監査役 井 上 修   | 6回         | 13回         |
| 監査役 藤 嶋 喬   | 6回         | 13回         |

取締役会及び監査役会における発言状況

取締役米正剛氏は、M&A業務に精通した弁護士として会社の事業展開について意見を述べるとともに、企業経営を支援する弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役岩崎二郎氏、井上修氏及び藤嶋喬氏は、他の会社の取締役を長年に亘り経験しており、取締役会においては主として取締役の行動規範について助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,200万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

二. 社外役員の報酬等の総額

| 人 | 数   | 報 酬 等 の 額 |
|---|-----|-----------|
|   | 4 名 | 38百万円     |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

##### ② 報酬等の額

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額     | 37百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 44百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. GCA Savvian Inc. 及びGCA Savvian Advisors, LLC. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査を受けております。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）の導入に関するアドバイザー業務」等を委託しております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人の監査の相当性及び再任の適格性に関しては、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である「Trusted Advisor For Client's Best Interest」の精神を当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の全役職員が継続的に共有することにより、法令及び企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。かかる法令及び企業倫理の遵守に対する役職員の意識向上及びその徹底を図るため、当社グループの事業規模及び人員構成・組織体制を勘案して、必要に応じコンプライアンスに関する基本方針及び諸規程等を定め、社内周知し、その運用の徹底を図る。

コンプライアンス全体に関する総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コンプライアンス体制の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を置くものとする。

コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたるものとする。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社は、当社グループの業務活動が法令等に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的に、効果的に運営されているか否か等を監査するため、当社グループを対象とする内部監査を行う。また、当社は、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、外部の弁護士を窓口とするグループ内部通報制度を設置する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程に従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程に基づき整理・保存する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者は代表取締役が選任し、関連諸規程の定めるところに従いこれを行う。監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。文書管理規程その他の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関する総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、リスク管理体制の総括責任者たる代表取締役は、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、経理規程、内部者取引管理規程等に加え、当社グループのリスク管理について必要な事項を一般に定めるリスク管理規程を整備し、これに基づきリスク管理体制を構築する。なお、総括責任者は全社リスク管理責任者を定め、関連規程に基づき必要に応じて、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。また、内部監査担当者は当社グループにおけるリスク管理状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおける職務の効率性に関しての総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会の策定する経営計画に基づいた目標に対し、当社グループにおける職務執行が効率的に行われるよう監督する。各業務担当取締役は、当該取締役の業務担当における経営計画に基づいて実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会において定期的に各取締役にその遂行状況を報告させ、全社的及び個別的な施策並びに効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程をもって、子会社に対し、経営上の重要事項に関する事前の協議及び承認並びに決算情報等の報告を義務付ける。また、内部監査担当者は、当社グループにおける内部監査の結果を代表取締役へ報告する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を任命するものとする。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮・監督及び人事考課等に関する権限は監査役に委譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付随する重要な事項と重要な決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び監査役の権限等を定める監査役会規程等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。また、監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査役会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、関連部署と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑧ その他当社の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと及び役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としている。また、顧問弁護士や警視庁組織犯罪対策部等の外部の専門機関・団体と随時連絡を取って情報収集に努めるとともに、事件発生時にはコンプライアンス委員会が対応統括部署となり会社全体で対応することとしている。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般

当社は、平成27年4月24日の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改定いたしました。当社グループの内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査室がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

- ② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を設置し、当連結会計年度は2回開催しております。同委員会では、コンプライアンス体制並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、必要に応じて随時取締役会及び監査役会に報告することとしております。また、コンプライアンス意識の周知徹底を図るため、インサイダー取引研修をはじめとするコンプライアンス研修を役職員に対して実施しております。

### ③ リスク管理体制

当社は、リスク管理についての必要事項を定めるリスク管理規程及び発生しうるリスクの最小化を図るための実践的対応としての情報セキュリティ管理規程・運用マニュアル、事業継続計画（ＢＣＰ）等を整備し、リスク管理体制の構築・運用を継続的に行っております。その一環として、情報セキュリティ研修及び社員安否確認システムの訓練を役職員に対して定期的に実施しております。

### ④ 内部監査

当社は、内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社グループの国内外事業拠点に対する内部監査を実施し、代表取締役等に内部監査の結果を随時報告しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部         |        |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| 流 動 資 産     | 13,065 | 流 動 負 債         | 5,213  |
| 現金及び預金      | 8,199  | 未払法人税等          | 1,399  |
| 売 掛 金       | 1,394  | 未 払 金           | 2,761  |
| 有 価 証 券     | 1,631  | そ の 他           | 1,051  |
| 営業投資有価証券    | 94     | 固 定 負 債         | 75     |
| 繰延税金資産      | 643    | そ の 他           | 75     |
| そ の 他       | 1,102  | 負 債 合 計         | 5,289  |
| 固 定 資 産     | 1,543  | 純 資 産 の 部       |        |
| 有 形 固 定 資 産 | 586    | 株 主 資 本         | 8,533  |
| 建物及び構築物     | 433    | 資 本 金           | 1,328  |
| そ の 他       | 152    | 資 本 剰 余 金       | 2,245  |
| 無 形 固 定 資 産 | 50     | 利 益 剰 余 金       | 4,958  |
| 投資その他の資産    | 906    | その他の包括利益累計額     | 481    |
| 投資有価証券      | 176    | 為替換算調整勘定        | 481    |
| 関係会社株式      | 46     | 新 株 予 約 権       | 304    |
| 長期貸付金       | 296    | 純 資 産 合 計       | 9,319  |
| 繰延税金資産      | 89     | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 14,608 |
| そ の 他       | 297    |                 |        |
| 資 産 合 計     | 14,608 |                 |        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額    |
|-----------------------------|--------|
| 売 上 高                       | 13,159 |
| 売 上 原 価                     | 8,306  |
| 売 上 総 利 益                   | 4,853  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 2,114  |
| 営 業 利 益                     | 2,738  |
| 営 業 外 収 益                   | 11     |
| 受 取 利 息                     | 9      |
| そ の 他                       | 2      |
| 営 業 外 費 用                   | 16     |
| 為 替 差 損                     | 16     |
| 経 常 利 益                     | 2,734  |
| 特 別 利 益                     | 81     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 81     |
| 特 別 損 失                     | 73     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 73     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       | 2,742  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 1,476  |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △348   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 1,614  |
| 当 期 純 利 益                   | 1,614  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 区 分                       | 株 主 資 本 |       |       |        |        | その他の包括利益累計額 |          |               | 新株予約権 | 少数株主分 | 純資産合計  |
|---------------------------|---------|-------|-------|--------|--------|-------------|----------|---------------|-------|-------|--------|
|                           | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |       |       |        |
| 当 期 首 残 高                 | 588     | 2,911 | 4,319 | △241   | 7,578  | 7           | 504      | 511           | 622   | —     | 8,712  |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |       |        |        |             |          |               |       |       |        |
| 新 株 の 発 行                 | 740     | 740   |       |        | 1,480  |             |          |               |       |       | 1,480  |
| 剰余金の配当                    |         |       | △975  |        | △975   |             |          |               |       |       | △975   |
| 当 期 純 利 益                 |         |       | 1,614 |        | 1,614  |             |          |               |       |       | 1,614  |
| 自己株式の取得                   |         |       |       | △2,643 | △2,643 |             |          |               |       |       | △2,643 |
| 自己株式の処分                   |         | △594  |       | 2,074  | 1,479  |             |          |               |       |       | 1,479  |
| 自己株式の消却                   |         | △810  |       | 810    | —      |             |          |               |       |       | —      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |       |        |        | △7          | △22      | △30           | △317  | —     | △347   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 740     | △665  | 639   | 241    | 955    | △7          | △22      | △30           | △317  | —     | 607    |
| 当 期 末 残 高                 | 1,328   | 2,245 | 4,958 | —      | 8,533  | —           | 481      | 481           | 304   | —     | 9,319  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社

連結子会社の数 9 社

連結子会社の名称

GCA Savvian, Inc.

GCA Savvian, LLC.

GCA Savvian Advisors, LLC.

GCA Savvian Capital, LLC.

GCA Savvian Europe Ltd.

GCA Savvian India Investment Advisors Private Limited

基師亜（上海）投資諮詢有限公司

G C A F A S株式会社

株式会社メザニン

##### (2) 非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

アンプリア株式会社

GCA Savvian Singapore Private Limited

MC o 株式会社

MCo1号投資事業有限責任組合

MCo3号投資事業有限責任組合

MCo4号投資事業有限責任組合

非連結子会社のうち、投資事業有限責任組合を除く各社については、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

また、投資事業有限責任組合については、連結の範囲に含めることが利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれが生じるものと判断し、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

アンプリア株式会社

GCA Savvian Singapore Private Limited

MC o 株式会社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちGCA Savvian India Investment Advisors Private Limitedの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

###### ② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

###### ③ 営業投資有価証券

子会社に該当する投資事業有限責任組合のうち連結の範囲に含まれない投資事業有限責任組合への出資に係る会計処理は、投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表に基づき、当該投資事業有限責任組合の純資産及び純損益を連結子会社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

国内会社は定率法、また在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8年～15年

工具器具備品 3年～15年

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

##### (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

590百万円

## Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末株式数(株) |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普 通 株 式   | 26,325,224          | 1,427,750           | 653,222             | 27,099,752         |

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加1,427,750株であります。また、発行済株式の総数の減少は、自己株式の消却による減少653,222株であります。

### 2. 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末株式数(株) |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普 通 株 式   | 245,189             | 1,851,533           | 2,096,722           | －                  |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,851,500株及び単元未満株式の取得による増加33株であります。また、自己株式の数の減少は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少1,443,500株及び自己株式の消却による減少653,222株であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

平成27年2月12日の取締役会決議において、次の議案を決議いたしました。

- ① 配当金の総額 704百万円
- ② 1株当たり配当額 27円
- ③ 基準日 平成26年12月31日
- ④ 効力発生日 平成27年3月10日

平成27年7月29日の取締役会決議において、次の議案を決議いたしました。

- ① 配当金の総額 270百万円
- ② 1株当たり配当額 10円
- ③ 基準日 平成27年6月30日
- ④ 効力発生日 平成27年8月10日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年2月10日の取締役会決議において、次の議案の決議を行う予定であります。

- ① 配当金の総額 677百万円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 平成27年12月31日
- ④ 効力発生日 平成28年3月15日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

#### 4. 新株予約権に関する事項

| 新 株 予 約 権 の 内 訳                           | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数  |
|-------------------------------------------|------------|------------|
| 第 4 回 新 株 予 約 権 行<br>平成 23 年 1 月 12 日 発 行 | 普 通 株 式    | 1,878,600株 |
| 第 6 回 新 株 予 約 権 行<br>平成 24 年 3 月 5 日 発 行  | 普 通 株 式    | 621,000株   |
| 第 7 回 新 株 予 約 権 行<br>平成 25 年 5 月 20 日 発 行 | 普 通 株 式    | 1,394,025株 |
| 第 8 回 新 株 予 約 権 行<br>平成 25 年 5 月 16 日 発 行 | 普 通 株 式    | 1,140,000株 |
| 第 9 回 新 株 予 約 権 行<br>平成 26 年 3 月 7 日 発 行  | 普 通 株 式    | 1,269,150株 |
| 第 10 回 新 株 予 約 権 行<br>平成 26 年 3 月 7 日 発 行 | 普 通 株 式    | 1,155,000株 |
| 合 計                                       |            | 7,457,775株 |

(注) 当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、第4回及び第6回新株予約権は目的となる株式の数についてもこれに伴う調整がされております。

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については自己資本により充当しており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他の債権等は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクにしましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建営業債権の割合は低いため影響は軽微であります。

有価証券は、主に譲渡性預金等の流動性の高い金融資産であります。投資有価証券のうち、上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにしましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握を図っております。

営業投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資であります。これらは、投資事業有限責任組合の保有する出資先の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、定期的に出資先の財務状況を把握し、市況及び当社グループとの関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

###### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額(百万円)<br>(注) 1 | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|------------------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金       | 8,199                        | 8,199    | —        |
| (2) 売掛金          | 1,394                        | 1,394    | —        |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 1,649                        | 1,649    | —        |
| (4) 営業投資有価証券     | 94                           | 94       | —        |
| (5) 長期貸付金        | 296                          | 296      | —        |
| 資産計              | 11,634                       | 11,634   | —        |
| (1) 未払金          | 2,761                        | 2,761    | —        |
| 負債計              | 2,761                        | 2,761    | —        |

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

### 2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券及び投資有価証券、(4) 営業投資有価証券

これらの時価は、取引上の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

##### (5) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

##### (1) 未払金

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## V. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 332円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 59円97銭  |

## VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部         |        |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| 流 動 資 産     | 9,082  | 流 動 負 債         | 3,897  |
| 現金及び預金      | 4,711  | 未 払 金           | 1,864  |
| 売 掛 金       | 1,413  | 未 払 法 人 税 等     | 1,383  |
| 有 価 証 券     | 1,500  | 未 払 費 用         | 194    |
| 前 払 費 用     | 103    | そ の 他           | 454    |
| 繰延税金資産      | 554    | 負 債 合 計         | 3,897  |
| 未 収 入 金     | 813    | 純 資 産 の 部       |        |
| そ の 他       | 32     | 株 主 資 本         | 6,254  |
| 貸倒引当金       | △47    | 資 本 金           | 1,328  |
| 固 定 資 産     | 1,375  | 資 本 剰 余 金       | 2,245  |
| 有 形 固 定 資 産 | 133    | 資 本 準 備 金       | 953    |
| 建物附属設備      | 74     | その他資本剰余金        | 1,291  |
| 工具器具備品      | 59     | 利 益 剰 余 金       | 2,680  |
| 無 形 固 定 資 産 | 49     | その他利益剰余金        | 2,680  |
| 投資その他の資産    | 1,192  | 繰越利益剰余金         | 2,680  |
| 関係会社株式      | 706    | 新 株 予 約 権       | 304    |
| 長期貸付金       | 296    | 純 資 産 合 計       | 6,559  |
| 繰延税金資産      | 34     | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 10,457 |
| そ の 他       | 155    |                 |        |
| 資 産 合 計     | 10,457 |                 |        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高                   | 8,491 |
| 売 上 原 価                 | 4,130 |
| 売 上 総 利 益               | 4,360 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,510 |
| 営 業 利 益                 | 2,849 |
| 営 業 外 収 益               | 10    |
| 受 取 利 息                 | 7     |
| そ の 他                   | 2     |
| 営 業 外 費 用               | 18    |
| 為 替 差 損                 | 18    |
| 経 常 利 益                 | 2,841 |
| 特 別 損 失                 | 9     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 9     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,831 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,510 |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △533  |
| 当 期 純 利 益               | 1,855 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |        |               |           |                   |             |         | 新 予 約 権 | 株 主 資 本 計 合 |             |
|-----------------------------|---------|-----------|--------|---------------|-----------|-------------------|-------------|---------|---------|-------------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |        |               | 利 益 剰 余 金 |                   |             | 自 己 株 式 |         |             | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |         | 資 準 備     | 本 金    | そ の 他 資 剰 余 金 | 資 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 | 利 剰 余 益 金 計 |         |         |             |             |
| 当 期 首 残 高                   | 588     | 213       | 2,697  | 2,911         | 1,800     | 1,800             | △241        | 5,059   | 622     | 5,681       |             |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |        |               |           |                   |             |         |         |             |             |
| 新 株 の 発 行                   | 740     | 740       |        | 740           |           |                   |             | 1,480   |         | 1,480       |             |
| 剰余金の配当                      |         |           |        |               | △975      | △975              | △975        |         |         | △975        |             |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |        |               | 1,855     | 1,855             |             | 1,855   |         | 1,855       |             |
| 自己株式の取得                     |         |           |        |               |           |                   | △2,643      | △2,643  |         | △2,643      |             |
| 自己株式の処分                     |         |           | △594   | △594          |           |                   | 2,074       | 1,479   |         | 1,479       |             |
| 自己株式の消却                     |         |           | △810   | △810          |           |                   | 810         | —       |         | —           |             |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変 動 額 (純 額) |         |           |        |               |           |                   |             |         | △317    | △317        |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | 740     | 740       | △1,405 | △665          | 879       | 879               | 241         | 1,195   | △317    | 878         |             |
| 当 期 末 残 高                   | 1,328   | 953       | 1,291  | 2,245         | 2,680     | 2,680             | —           | 6,254   | 304     | 6,559       |             |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8年～15年

工具器具備品 3年～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 424百万円   |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |          |
| (1) 短期金銭債権        | 1,026百万円 |
| (2) 短期金銭債務        | 483百万円   |
| 3. 取締役に対する金銭債権    |          |
| (1) 長期金銭債権        | 113百万円   |

## Ⅲ. 損益計算書に関する注記

|           |        |
|-----------|--------|
| 関係会社との取引高 |        |
| 売上高       | 587百万円 |
| 外注費       | 792百万円 |
| 支払手数料     | 273百万円 |

## Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期首株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当 事 業 年 度 末<br>株式数 (株) |
|-----------|-----------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 普 通 株 式   | 245,189               | 1,851,533          | 2,096,722          | —                      |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,851,500株及び単元未満株式の取得による増加33株であります。また、自己株式の数の減少は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少1,443,500株及び自己株式の消却による減少653,222株であります。

## Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|              |        |
|--------------|--------|
| 未払賞与         | 430百万円 |
| 未払事業税        | 99百万円  |
| 未払費用         | 24百万円  |
| 繰延税金資産（流動）小計 | 554百万円 |
| 減価償却超過額      | 34百万円  |
| 貸倒引当金        | 15百万円  |
| その他          | 12百万円  |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 62百万円  |
| 評価性引当額       | 28百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 588百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | 588百万円 |

## VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                        | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業<br>内容    | 議決権<br>等の割合 | 関係内容       |            | 取引の内容    | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------------------|------------------|-------------|-------------|------------|------------|----------|---------------|-----|---------------|
|     |                               |                  |             |             | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |          |               |     |               |
| 子会社 | GCA Savvian<br>Advisors, LLC. | US\$5百万          | アドバイザー<br>業 | 100.0%      | 有          | 業務委託       | 業務委託(注2) | 608           | 未払金 | 130           |
| 子会社 | G C A F A S 株                 | 10百万円            | アドバイザー<br>業 | 100.0%      | 有          | 業務委託       | 業務委託(注2) | 168           | 未払金 | 181           |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 業務委託については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 氏 名     | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関 | 取 引 の 内 容   | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|---------|--------------------|--------------|-------------|---------------|----|---------------|
| 役員 | 大 田 浩 昭 | 被所有 直接0.0%         | 当 社 取 締 役    | 新株予約権の行使(注) | 22            | -  | -             |

(注) 新株予約権の行使は、平成22年12月24日及び平成26年2月20日の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

## VIII. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 230円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 68円92銭  |

## IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## X. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

GCAサヴィアン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

金子 寛 人 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

矢嶋 泰 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GCAサヴィアン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C Aサヴィアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

G C Aサヴィアン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

金子 寛 人 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

矢嶋 泰 久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、G C Aサヴィアン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、経営情報室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。そして、会計監査人との連携を深めるために情報交換や意見交換の強化に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月9日

G C A サ ヴ ィ ア ン 株 式 会 社      監 査 役 会

常 勤 監 査 役   岩   崎   二   郎   ㊟

社 外 監 査 役   井   上                  修   ㊟

社 外 監 査 役   藤   嶋                  喬   ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

- ② 取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる規定の新設を行います。

- ③ 会社法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で、賠償責任を限定する契約を締結するために、現行定款第29条第2項の変更を行います。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款                                                                          | 変更案                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第4条 (条文省略)<br>(機関)                                                        | 第1条～第4条 (現行どおり)<br>(機関)                                                                        |
| 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削 除)<br>(3) 会計監査人           |
| 第6条～第17条 (条文省略)<br>(員数)                                                       | 第6条～第17条 (現行どおり)<br>(員数)                                                                       |
| 第18条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。<br>(新 設)                                       | 第18条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )は、 <u>12</u> 名以内とする。<br><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> |

| 現行定款                                                               | 変更案                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (選任方法)<br>第19条 取締役は、株主総会において選任する。                                  | (選任方法)<br>第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>            |
| 2 (条文省略)                                                           | 2 (現行どおり)                                                                                    |
| 3 (条文省略)                                                           | 3 (現行どおり)                                                                                    |
| (任期)<br>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | (任期)<br>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| (新 設)                                                              | <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                       |
| 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。                             | 3 補欠又は増員のため選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、現任取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の残任期間とする。   |
| (新 設)                                                              | <u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u>           |
| (代表取締役)<br>第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。                | (代表取締役)<br>第21条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役若干名を選定する。                |
| 第22条 (条文省略)                                                        | 第22条 (現行どおり)                                                                                 |

| 現行定款                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締役の全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>         |
| <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                     | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                                     |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところによりこれを議事録に日本語で記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。なお、議事録には、英語による翻訳を付す。</p>                                   | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところによりこれを議事録に日本語で記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。なお、議事録には、英語による翻訳を付す。</p>                                |
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                         | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、3名とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(解任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において解任する。</p> <p>2 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                    | 変更案   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(任期)</u>                                                                                             |       |
| <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                                       | (削 除) |
| <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>                                        | (削 除) |
| <u>(常勤の監査役)</u>                                                                                         |       |
| <u>第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役1名を選定する。</u>                                                                 | (削 除) |
| <u>(監査役会の招集通知)</u>                                                                                      |       |
| <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>                            | (削 除) |
| <u>2 監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>                                                     | (削 除) |
| <u>(監査役会規程)</u>                                                                                         |       |
| <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                | (削 除) |
| <u>(報酬等)</u>                                                                                            |       |
| <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                    | (削 除) |
| <u>(監査役の責任免除)</u>                                                                                       |       |
| <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> | (削 除) |

| 現行定款                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | (削 除)                                                                                                                                                                                      |
| (新 設)                                                                                                                               | (監査等委員会の招集通知)<br>第31条 監査等委員会の招集通知は、会<br>日の3日前までに各監査等委員に対して<br>発する。ただし、緊急の必要があるとき<br>は、この期間を短縮することができる。                                                                                     |
| (新 設)                                                                                                                               | 2 監査等委員全員の同意があるとき<br>は、招集の手続きを経ないで監査等委員<br>会を開催することができる。                                                                                                                                   |
| (新 設)                                                                                                                               | (監査等委員会規程)<br>第32条 監査等委員会に関する事項は、法<br>令又は本定款のほか、監査等委員会にお<br>いて定める監査等委員会規程による。                                                                                                              |
| 第39条～第42条 (条文省略)                                                                                                                    | 第33条～第36条 (現行どおり)                                                                                                                                                                          |
| (新 設)                                                                                                                               | 附 則<br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br>第1条 当会社は、会社法第426条第1項<br>の規定により、第8回定時株主総会にお<br>いて決議された定款一部変更の効力が生<br>じる前の任務を怠ったことによる監査役<br>(監査役であった者を含む。)の損害賠<br>償責任を、法令の限度において、取締役<br>会の決議によって免除することができ<br>る。 |
| (新 設)                                                                                                                               | (社外監査役の責任限定契約に関する経<br>過措置)<br>第2条 第8回定時株主総会において決<br>議された定款一部変更の効力が生じる前<br>の任務を怠ったことによる社外監査役<br>(社外監査役であった者を含む。)の損<br>害賠償責任を限定する契約については、<br>なお従前の例による。                                      |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | わた なべ あき ひろ<br>渡 辺 章 博<br>(昭和34年2月18日生) | <p>昭和55年10月 平和監査法人入所</p> <p>昭和57年5月 Peat Marwick Mitchell &amp; Co. (現KPMG LLP) ニューヨーク事務所入所</p> <p>平成2年7月 同所パートナー就任</p> <p>平成6年7月 KPMGコーポレイトファイナンス㈱ 代表取締役就任</p> <p>平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科客員教授就任 (現任)</p> <p>平成15年4月 グローバルコーポレイトアドバイザリー設立 代表取締役就任</p> <p>平成16年4月 GCA㈱ (現GCAサヴィアン㈱) 設立 代表取締役パートナー就任 (注) 2</p> <p>平成20年3月 GCAサヴィアングループ㈱ (現GCAサヴィアン㈱) 設立 代表取締役パートナー (現マネージングディレクター) 就任 (現任)</p> <p>平成25年5月 クオリカブス㈱ 社外取締役就任 (現任)</p> <p>平成26年3月 ㈱メザニン 取締役就任 (現任)</p> <p>平成26年3月 GCA Savvian India Investment Advisers Private Limited 取締役就任 (現任)</p> <p>平成26年3月 基師亜 (上海) 投資諮詢有限公司 董事就任 (現任)</p> <p>平成26年8月 GCA FAS㈱ 取締役就任 (現任)</p> <p>平成27年12月 マルホ株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> | 3,735,600株 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の<br>株式数        |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2         | トッド・ジェイ・<br>カーター<br>(昭和38年9月29日生) | <p>昭和63年1月 Smith Barney (現Citigroup Global Markets Inc.) 入社</p> <p>平成3年5月 McKinsey &amp; Company入社</p> <p>平成5年1月 Robertson Stephens, Inc. 入社</p> <p>平成13年4月 同社プレジデント就任</p> <p>平成15年7月 Savvian, LLC. (現GCA Savvian, LLC.) マネージングディレクター就任 (現任)</p> <p>平成15年7月 Savvian Advisors, LLC. (現GCA Savvian Advisors, LLC.) マネージングディレクター就任 (現任)</p> <p>平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株) (現G C Aサヴィアン(株)) 設立 取締役パートナー (現マネージングディレクター) 就任 (現任)</p> <p>平成20年12月 GCA Savvian Capital, LLC. マネージングディレクター就任 (現任)</p> <p>平成21年1月 GCA Savvian Europe Ltd. デイレクター就任 (現任)</p> | 1,478,079株<br>(注) 3、4 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株式数    |
|-----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | ジェフエリー・<br>ディ・バルドン<br>ウイ<br>(昭和40年2月2日生) | <p>昭和62年8月 Kidder, Peabody &amp; Co. M&amp;A<br/>グループ入社</p> <p>平成元年2月 Morgan Grenfell M&amp;Aグルー<br/>プ入社</p> <p>平成4年5月 Salomon Smith Barney 投資<br/>銀行部門入社</p> <p>平成10年11月 Morgan Stanley M&amp;Aグループ<br/>入社 同社マネージングディ<br/>レクター就任</p> <p>平成15年7月 Savvian, LLC. (現GCA<br/>Savvian, LLC.) マネージング<br/>ディレクター就任 (現任)</p> <p>平成20年3月 GCA Savvian Inc. マネー<br/>ジングディレクター就任 (現<br/>任)</p> <p>平成20年12月 GCA Savvian Capital, LLC.<br/>マネージングディレクター就<br/>任 (現任)</p> <p>平成21年1月 GCA Savvian Europe Ltd. デ<br/>ィレクター就任 (現任)</p> <p>平成21年9月 G C A サヴィアングループ(株)<br/>(現G C A サヴィアン(株)) 取<br/>締役マネージングディレクタ<br/>ー就任 (現任)</p> | 504,777株<br>(注) 3 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式数    |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | おおくぼ いさお<br>大久保 功<br>(昭和42年1月21日生) | <p>平成2年4月 (株)太陽神戸三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行</p> <p>平成14年6月 大和証券SMBC(株) 企業提携部 入社</p> <p>平成19年5月 G C A(株) (現G C Aサヴィアン(株)) 入社(注) 2</p> <p>平成25年4月 G C Aサヴィアン(株) マネージングディレクター就任</p> <p>平成26年3月 G C Aサヴィアン(株) 取締役 マネージングディレクター就任(現任)</p>                                                         | 10,000株           |
| 5         | マーク・ジェイ・マキナニー<br>(昭和38年1月10日生)     | <p>昭和62年4月 JP Morgan入行</p> <p>平成16年2月 Savvian Advisors, LLC. (現GCA Savvian Advisors, LLC.) マネージングディレクター就任(現任)</p> <p>平成20年3月 GCA Savvian Inc. マネージングディレクター就任(現任)</p> <p>平成20年12月 GCA Savvian Capital, LLC. マネージングディレクター就任(現任)</p> <p>平成27年3月 G C Aサヴィアン(株) 取締役 マネージングディレクター就任(現任)</p> | 794,524株<br>(注) 3 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | おおたひろあき<br>大田浩昭<br>(昭和37年3月7日生) | 昭和59年4月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行<br>平成13年4月 大和証券SMBC(㈱) 企業提携部入社<br>平成21年2月 G C Aホールディングス(㈱)<br>（現G C Aサヴィアン(㈱)）入<br>社（注）2<br>平成26年3月 ㈱メザニン 監査役就任（現任）<br>平成26年8月 G C A F A S(㈱) 監査役就<br>任（現任）<br>平成27年2月 G C Aサヴィアン(㈱) マネー<br>ジングディレクター就任<br>平成27年3月 G C Aサヴィアン(㈱) 取締役<br>マネージングディレクター就<br>任（現任） | 13,300株        |

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 平成16年4月1日に設立されたG C A株式会社は、平成19年9月3日付でG C Aホールディングス株式会社に商号変更いたしました。また、同社は、同日付で新設分割を行い、G C A株式会社を新たに設立しており、この新たに設立されたG C A株式会社が平成20年3月3日付でG C Aサヴィアン株式会社に商号変更いたしました。

その後、平成24年12月31日をもって、G C Aホールディングス株式会社はG C Aサヴィアン株式会社を吸収合併し、同日付でG C Aサヴィアングループ株式会社がG C Aホールディングス株式会社を吸収合併いたしました。

なお、平成25年4月1日付でG C Aサヴィアングループ株式会社はG C Aサヴィアン株式会社に商号変更しております。

3. トッド・ジェイ・カーター氏、ジェフエリー・ディ・バルドウィン氏及びマーク・ジェイ・マキナニー氏は、所有する当社株式をBank of America Merrill Lynchのオムニバス口座（複数の者による総合勘定）にて保有しており、株主名簿上はMLPFS CUSTODY ACCOUNTとして表記されております。
4. トッド・ジェイ・カーター氏は、所有する当社株式1,478,079株のうち、265,200株をファイブ・シー・パートナーズ・エルピー、ア・カルフォルニア・リミテッド・パートナーシップに信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数       |
|------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1          | よね まさ たけ<br>米 正 剛<br>(昭和29年7月8日生) | 昭和56年4月 弁護士登録<br>昭和62年7月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所<br>平成元年1月 同事務所パートナー就任(現任)<br>平成16年4月 G C A(株)(現G C Aサヴィアン(株))監査役就任(注)3<br>平成17年9月 (株)バンダイナムコホールディングス 取締役就任<br>平成17年9月 G C A(株)(現G C Aサヴィアン(株))取締役就任(注)3<br>平成19年6月 T H K(株) 社外監査役就任(現任)<br>平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)(現G C Aサヴィアン(株))設立 取締役就任(現任)<br>平成23年6月 (株)バンダイナムコゲームス(現(株)バンダイナムコエンターテインメント) 社外監査役就任(現任)<br>平成25年6月 テルモ(株) 社外監査役就任<br>平成27年6月 テルモ(株) 社外取締役就任(現任) | 400,000株<br>(注)7 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | いわさき じろう<br>岩崎 二郎<br>(昭和20年12月6日生)   | <p>昭和49年4月 TDK㈱入社</p> <p>平成元年3月 TDKマレーシア社長就任</p> <p>平成4年6月 TDK㈱経営企画室長就任</p> <p>平成8年6月 同社取締役人事教育部長就任</p> <p>平成10年6月 同社常務取締役記録メディア事業本部長就任</p> <p>平成13年10月 同社常務取締役<br/>アドミニストレーショングループゼネラル・マネージャー就任</p> <p>平成18年6月 同社取締役専務執行役員就任</p> <p>平成20年3月 GCAサヴィアングループ㈱<br/>(現GCAサヴィアン㈱) 設立 監査役就任 (現任)</p> <p>平成20年3月 GCAホールディングス㈱<br/>(現GCAサヴィアン㈱) 監査役就任 (注) 3</p> <p>平成20年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス㈱ 取締役就任</p> <p>平成21年6月 同社取締役執行役員常務就任</p> <p>平成23年3月 SBSホールディングス㈱<br/>社外監査役就任</p> <p>平成27年3月 SBSホールディングス㈱<br/>社外取締役就任 (現任)</p> <p>平成27年4月 基師亜 (上海) 投資諮詢有限公司 監事就任 (現任)</p> | 3,500株     |
| 3     | シー・リチャード・<br>クラムリック<br>(昭和10年4月27日生) | <p>昭和35年6月 Kroger Co. 入社</p> <p>昭和39年9月 Gardner &amp; Preston Moss Company (現Invesco) 入社</p> <p>昭和44年1月 アーサー・ロック ジェネラル・パートナー就任</p> <p>昭和53年9月 New Enterprise Associates, Inc. (NEA) 設立 Chairman就任 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —          |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 米正剛氏、岩崎二郎氏及びシー・リチャード・クラムリック氏は、社外取締役候補者であります。

3. 平成16年4月1日に設立されたG C A株式会社は、平成19年9月3日付でG C Aホールディングス株式会社に商号変更いたしました。また、同社は、同日付で新設分割を行い、G C A株式会社を新たに設立しており、この新たに設立されたG C A株式会社が平成20年3月3日付でG C Aサヴィアン株式会社に商号変更いたしました。
- その後、平成24年12月31日をもって、G C Aホールディングス株式会社はG C Aサヴィアン株式会社を吸収合併し、同日付でG C Aサヴィアングループ株式会社がG C Aホールディングス株式会社を吸収合併いたしました。
- なお、平成25年4月1日付でG C Aサヴィアングループ株式会社はG C Aサヴィアン株式会社に商号変更しております。
4. 米正剛氏を社外取締役候補者とした理由は、M&A業務に精通した弁護士として会社の事業展開について意見を述べるとともに、企業経営を支援する弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものです。
- また、米正剛氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、M&A業務を含む企業法務に精通した弁護士としての知識と経験に鑑み、会社の経営判断に十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。
- なお、米正剛氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、約8年になります。
5. 岩崎二郎氏及びシー・リチャード・クラムリック氏を社外取締役候補者とした理由は、他の会社の取締役及び経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験に鑑み、経営の監視や適切な助言を行っていただけるものと判断します。
- なお、岩崎二郎氏は、現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、約8年になります。
6. 当社と岩崎二郎氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,200万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続して締結する予定であります。
- また、米正剛氏及びシー・リチャード・クラムリック氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 米正剛氏は、所有する当社株式400,000株を野村信託銀行株式会社に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、平成25年3月27日開催の第5回定時株主総会において使用人分給与は含まずに年額1,000百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、諸般の事情を勘案し、年額1,000百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたします。

監査等委員である取締役を除く取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、諸般の事情を勘案し、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 資本金の額減少の件

当社は、配当と自社株買いで100%の株主還元を資本政策の基本方針としております。このような基本方針に基づき、株主還元策を安定的に実施できる資本構成にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

資本金の額の減少の内容及び減少がその効力を生ずる日は次のとおりであります。

### 1. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金1,328,908,651円のうち、1,128,908,651円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。資本金の額の減少におきましては、発行済株式総数に変更を生じるものではなく、資本金の額のみ減少いたします。

### 2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年3月30日

## 第7号議案 資本準備金の額減少の件

第6号議案「資本金の額減少の件」と同様、株主還元策を安定的に実施できる資本構成にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

資本準備金の額の減少の内容及び減少がその効力を生ずる日は次のとおりであります。

### 1. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金953,908,649円のうち、903,908,649円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

### 2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年3月30日

以上

メ モ

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

GCAサヴィアン株式会社 セミナールーム

TEL 03-6212-7100



- J R 東京駅 八重洲南口 徒歩3分
- J R 京葉線 東京駅 八重洲口 徒歩2分
- J R 有楽町駅 京橋口 徒歩8分
- 東京メトロ 銀座線 京橋駅 5番出口 徒歩5分
- 東京メトロ 有楽町線 銀座一丁目駅 1番出口 徒歩5分